

様式第9号

先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの

先進医療名及び適応症：テモゾロミド用量強化療法 膠芽腫（初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限る。）

I. 実施責任医師の要件	
診療科	要 (脳神経外科、脳脊髄腫瘍科または相当の科)・不要
資格	要 (日本脳神経外科学会専門医、あるいは日本がん治療認定医機構がん治療認定医)・不要
当該診療科の経験年数	要 (5) 年以上・不要
当該技術の経験年数	要 () 年以上・不要
当該技術の経験症例数 注1)	実施者〔術者〕として () 例以上・不要 [それに加え、助手又は術者として () 例以上・不要]
その他（上記以外の要件）	なし
II. 医療機関の要件	
診療科	要 (脳神経外科、脳脊髄腫瘍科または相当の科)・不要
実施診療科の医師数 注2)	要・不要 具体的な内容：日本脳神経外科学会専門医 1名以上、かつ、日本がん治療認定医機構がん治療認定医 1名以上
他診療科の医師数 注2)	要・不要 具体的な内容：内科医師が 1名以上必要
その他医療従事者の配置（薬剤師、臨床工学技士等）	要 (薬剤師、診療放射線技師)・不要
病床数	要 (100 床以上)・不要
看護配置	要 (10 対 1 看護以上)・不要
当直体制	要 (診療科問わず医師 1名以上)・不要
緊急手術の実施体制	要・不要
院内検査（24 時間実施体制）	要・不要
他の医療機関との連携体制（患者容態急変時等）	要・不要 連携の具体的な内容：
医療機器の保守管理体制	要・不要
倫理審査委員会による審査体制	審査開催の条件：2か月に 1回以上、必要時の随時開催体制有
医療安全管理委員会の設置	要・不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 () 症例以上・不要
その他（上記以外の要件、例；遺伝カウンセリングの実施体制が必要 等）	なし
III. その他の要件	
頻回の実績報告	要 (月間又は 症例までは、毎月報告)・不要
その他（上記以外の要件）	なし

注1) 当該技術の経験症例数について、実施者〔術者〕としての経験症例を求める場合には、「実施者〔術者〕として () 例以上・不要」の欄を記載すること。

注2) 医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数○年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

様式第9号

先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの

先進医療名及び適応症：ニボルマブ静脈内投与及びドセタキセル静脈内投与の併用療法 進行再発非小細胞肺がん（ステージが IIIB 期、IIIC 期若しくは IV 期又は術後に再発したものであって、化学療法が行われたものに限る。）

I. 実施責任医師の要件

診 療 科	要 (呼吸器内科または腫瘍内科) ・不要
資 格	要 (日本国科学会認定医または日本呼吸器専門医または日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医または日本がん治療認定機構がん治療認定医) ・不要
当該診療科の経験年数	要 (10) 年以上 ・ 不要
当該技術の経験年数	要 () 年以上 ・ 不要
当該技術の経験症例数 注 1)	実施者〔術者〕として () 例以上 ・ 不要 〔それに加え、助手又は術者として () 例以上 ・ 不要〕
その他（上記以外の要件）	

II. 医療機関の要件

診 療 科	要 (呼吸器内科または腫瘍内科) ・ 不要
実施診療科の医師数 注 2)	要・不要 具体的内容：
他診療科の医師数 注 2)	要・不要 具体的内容：
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要 (薬剤師) ・ 不要
病 床 数	要 (50 床以上) ・ 不要
看 護 配 置	要 (7 対 1 看護以上) ・ 不要
当 直 体 制	要 (内科医による当直またはオンコール体制) ・ 不要
緊 急 手 術 の 実 施 体 制	要・不要
院内検査 (24 時間実施体制)	要・不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	要・不要 連携の具体的内容：自施設で副作用等への対応が困難な場合は、連携施設（発現した副作用等の専門性を有する医師がいる施設）において直ちに適切な対応および連携し処置が行える体制が整っていること
医療機器の保守管理体制	要・不要
倫理審査委員会による審査体制	審査開催の条件：2ヶ月に1回以上の定期開催および要時開催（迅速審査、臨時開催等）
医療安全管理委員会の設置	要・不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (症例以上) ・ 不要
その他	厚生労働省より示されている、ニボルマブ最適使用推進ガイドライン（非小細胞肺癌）に記載されている要件を満たしていること

	<p>1、下記の①～⑤のいずれかに該当する施設であること。</p> <p>①厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院</p> <p>②特定機能病院</p> <p>③都道府県知事が指定するがん診療連携病院</p> <p>④外来化学療法室を設置し、外来化学療法加算1または外来化学療法加算2の施設基準に係る届出を行っている施設</p> <p>⑤抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設</p> <p>2、医薬品情報管理に従事する専任者が配置され、製薬企業からの情報窓口、有効性・安全性等薬学的情報の管理及び医師に対する情報提供、有害事象が発生した場合の報告業務などが速やかに行われる体制が整っていること。</p>
--	---

III. その他の要件

頻回の実績報告	要(月間又は症例までは、毎月報告)・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要
その他(上記以外の要件)	特になし

注1) 当該技術の経験症例数について、実施者〔術者〕としての経験症例を求める場合には、「実施者〔術者〕として () 例以上・不要」の欄を記載すること。

注2) 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数○年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

様式第9号

先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの

先進医療名及び適応症：術後のアスピリン経口投与療法 下部直腸を除く大腸がん（ステージがⅢ期であって、肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。）	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	要（消化器領域の外科もしくは内科）・不要
資格	要（日本臨床腫瘍学会：薬物療法専門医以上（指導医を含む）または、日本がん治療認定機構；がん治療認定医以上（教育医を含む））・不要
当該診療科の経験年数	要（5）年以上・不要
当該技術の経験年数	要（）年以上・不要
当該技術の経験症例数 注1)	実施者〔術者〕として（）例以上・不要 〔それに加え、助手又は術者として（）例以上・不要〕
その他（上記以外の要件）	
II. 医療機関の要件	
診療科	要（消化器領域の外科もしくは内科）・不要
実施診療科の医師数 注2)	要・不要 具体的な内容： ・化学療法の実施経験を5年以上有する常勤医師が実施責任者または実施者に1名以上含まれている。 ・アスピリンの使用経験（対象疾患は問わない）を1例以上有する医師を1名以上実施者として含む。
他診療科の医師数 注2)	要・不要 具体的な内容：
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要（薬剤師）・不要
病床数	要（100床以上）・不要
看護配置	要（10対1看護以上）・不要
当直体制	要（外科系または内科系医師1名以上）・不要
緊急手術の実施体制	要・不要
院内検査（24時間実施体制）	要・不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	要・不要 連携の具体的な内容：
医療機器の保守管理体制	要・不要
倫理審査委員会による審査体制	審査開催の条件：2か月に1回以上
医療安全管理委員会の設置	要・不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（症例以上）・不要
その他（上記以外の要件、例；遺伝カウンセリングの実施体制が必要等）	
III. その他の要件	
頻回の実績報告	要（月間又は症例までは、毎月報告）・不要
その他（上記以外の要件）	

注 1) 当該技術の経験症例数について、実施者〔術者〕としての経験症例を求める場合には、「実施

様式第9号

者〔術者〕として（）「例以上・不要」の欄を記載すること。
注2) 医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数○年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの

先進医療名及び適応症：重粒子線治療 直腸がん（術後に再発したものであって、骨盤内に限局するものに限る。）	
I．実施責任医師の要件	
診療科	(要)・不要 (放射線科あるいはその相当診療科)
資格	(要)(日本医学放射線学会放射線治療専門医)・不要
当該診療科の経験年数	(要)(10)年以上・不要
当該技術の経験年数	(要)(2)年以上・不要 ただし、放射線治療（四門以上の照射、運動照射、原体照射または強度変調放射線治療（IMRT）による体外照射に限る）による療養について1年以上の経験を有する者については、1年以上とする。
当該技術の経験症例数 注1)	実施者【術者】として()例以上・不要 ただし、重粒子線治療を主として実施する医師又は補助を行う医師として10例以上の症例を実施しており、そのうち重粒子線治療を主として実施する医師として5例以上の症例を実施していること
その他（上記以外の要件）	
II．医療機関の要件	
診療科	(要)・不要 (放射線科あるいはその相当診療科)
実施診療科の医師数 注2)	(要)・不要 具体的な内容：放射線治療専従の常勤医師が2人以上配置されていること。うち1人以上は放射線治療専門医であること。
他診療科の医師数 注2)	要・不要 具体的な内容：
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	(要)(医学物理士1名および診療放射線技師3名以上)・不要 ①病院内に日本放射線治療専門放射線技師認定機構の定める放射線治療専門放射線技師を含む専従の診療放射線技師が3人以上配置されていること。重粒子線治療室1室あたり2人以上の診療放射線技師が配置されていること。 ②放射線治療に専従する常勤の医学物理士認定機構認定医学物理士が1人以上配置されていること。
病床数	要()床以上)(不要)
看護配置	(要)()対1看護以上)・不要 放射線治療に専従する看護師が配置されていること。がん放射線療法看護認定看護師またはがん看護専門看護師であることが望ましい。
当直体制	要()(不要)
緊急手術の実施体制	要・(不要)

院内検査 (24 時間実施体制)	要・不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	要 不要 連携の具体的な内容：自己の医療機関で対応困難な場合、診療協定を結んだ 24 時間診療可能な近隣の病院と連携する。
医療機器の保守管理体制	要 不要
倫理審査委員会による審査体制	審査開催の条件：2 ヶ月 1 回以上に加え、要時開催されている。
医療安全管理委員会の設置	要 不要
医療機関としての当該技術 実施症例数	要(重粒子線治療について 10 症例以上) ・不要
その他（上記以外の要件、）	日本放射線腫瘍学会の指定（注）に準拠した複数の診療科（消化器がんを専門とする医師を含む）で構成されるキャンサーボードを設置すること。 (注) キャンサーボードの目的、方針、業務、構成メンバー、開催日程、記録の作成、保管法などを指針もしくは規定として文書化していること。自施設でキャンサーボードの設置が困難な場合は、がん診療連携拠点病院等との連携にてその機能を果たすことができるように対応すること。また、病院間の連携が可能であることを文書にて示せること。なお、本試験の対象患者の選定においては外科、専らがんを診療する内科及び放射線治療の医師を含むキャンサーボードにおいて検討を行う体制が必要。

III. その他の要件

頻回の実績報告	要（　月間又は　症例までは、毎月報告） 不要
その他（上記以外の要件）	

注 1) 当該技術の経験症例数について、実施者「術者」としての経験症例を求める場合には、「実施者「術者」として（　）例以上・不要」の欄を記載すること。

注 2) 医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。
例えば、「経験年数○年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

様式第9号

先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの

先進医療名及び適応症：プローブ型共焦点レーザー顕微内視鏡による胃上皮性病変の診断 胃上皮性病変	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	要 (消化器内科またはそれに準ずる科)・不要
資格	要 (日本消化器内視鏡学会内視鏡専門医)・不要
当該診療科の経験年数	要 (5) 年以上・不要
当該技術の経験年数	要 () 年以上・不要
当該技術の経験症例数 注1)	実施者〔術者〕として () 例以上・不要 [それに加え、助手又は術者として () 例以上・不要]
その他 (上記以外の要件)	
II. 医療機関の要件	
診療科	要 (消化器内科、内視鏡科またはそれに準ずる科)・不要
実施診療科の医師数 注2)	要・不要 具体的な内容：経験年数5年以上の日本消化器内視鏡学会内視鏡専門医が2名以上
他診療科の医師数 注2)	要・不要 具体的な内容：
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要 (臨床工学技士)・不要
病床数	要 (100床以上)・不要
看護配置	要 (7対1看護以上)・不要
当直体制	要 (内科系または外科系当直医1名以上)・不要
緊急手術の実施体制	要・不要
院内検査(24時間実施体制)	要・不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	要・不要 連携の具体的な内容：
医療機器の保守管理体制	要・不要
倫理審査委員会による審査体制	審査開催の条件： (臨床研究法に基づく研究においては、本項の記載は不要)
医療安全管理委員会の設置	要・不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (症例以上)・不要
その他 (上記以外の要件、例；遺伝カウンセリングの実施体制が必要 等)	
III. その他の要件	
頻回の実績報告	要 (月間又は症例までは、毎月報告)・不要
その他 (上記以外の要件)	